

## 要支援者への個別栄養支援実施要領

## 1 目的

フレイルリスクが高く、助言が必要と思われる要支援の市民を対象に管理栄養士が訪問等で、フレイルに関する問題を総合的に把握し、本人や家族等へ栄養改善につながる助言等の積極的な支援を「フレイル高リスク対象者個別支援」の一つとして行い、栄養改善によるフレイル予防及び介護予防の推進を図ることを目的とする。

## 2 対象者

当該年度国保特定健診及び後期高齢者健診受診者のうち次の基準にすべてに該当し、個別栄養支援が必要な人。ただし、BMI（（体重（kg）/（身長m）<sup>2</sup>）20以下又は25以上の人を優先する。

- (1) 要支援認定を受けた人
- (2) 健診実施月に65歳～84歳の人
- (3) 血清アルブミン値3.8g/dl以下
- (4) 前年度より体重減少5.0%以上又は後期高齢者の質問票No.6「6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか」で「はい」と回答した人

## 3 従事者

地域包括ケア推進課職員（管理栄養士）が従事する。

## 4 実施方法

国保特定健診結果及び後期高齢者健診結果、国保データベースシステム（KDB）を活用し、フレイルリスクの高い対象者について、関係機関との連絡・調整を行った上で、個別訪問により食事等の改善・実践について助言をする。

## (1) 期間

- ア 健診結果データ入手の月から翌年3月末までとする。
- イ 個別栄養支援の期間は約3か月間とする。

## (2) 対象者の抽出

- ア 国民健康保険課及び高齢者活躍支援課から当該年度の国保特定健診結果データ及び後期高齢者健診結果データを地域包括ケア推進課が受理し、パスワードを設定し、保管する。
- イ 健診結果データ及び介護認定情報から対象者の基準に基づき、地区別に該当者一覧を作成する。
- ウ 地区別該当者一覧に基づき、地域包括支援センターへ連絡し、外来栄養食事指導、居宅療養管理指導等外来及び在宅での栄養指導対象者（予定を含む）を除いた上で健康状態（身体・精神）等から個別栄養支援の案内送付の可否

を確認する。

(3) 該当者へ連絡

ア (2)で適切と判断された対象者へ個別栄養支援の案内通知を送付する。

イ 郵便はがき発送による案内後、対象者へ電話をし、本事業利用意向、かかりつけ医、ケアマネジャー等との連携について同意を得る。

(4) 個別栄養支援に必要な情報の把握

個別栄養支援を希望する対象者については、担当ケアマネジャー等又は地域包括ケア推進課からかかりつけ医へ「医療と介護との連携マニュアル・多職種連携シート」にて栄養指導の必要性及び栄養指導に関するエネルギー量等指示事項の情報を得る。

(5) 訪問回数

対象者の状況により6回を上限とし実施する。

5 支援内容

(1) 栄養改善のための評価と助言

ア 必要な栄養量の確保

イ 栄養のバランス

ウ 調理方法や食品の選択

エ 病態別の栄養指導

(2) 支援関係者間での情報連携

6 記録

(1) 個別栄養支援実施後、対象者ごとに記録を作成し、月ごとに所属長の決裁を受ける。

(2) 地域包括ケア推進課フォルダ「フレイル予防推進事業」に保管する。

(3) かかりつけ医、担当ケアマネジャー及び地域包括支援センターへ報告する。

7 評価

下記について、比較評価する。

(1) 個別栄養支援において、初回と終了時に下記を評価する。

ア 体重

イ 主観的健康観

ウ 食事摂取量

(2) 約1年後

ア 健診結果での体重、BMIや血清アルブミン値等

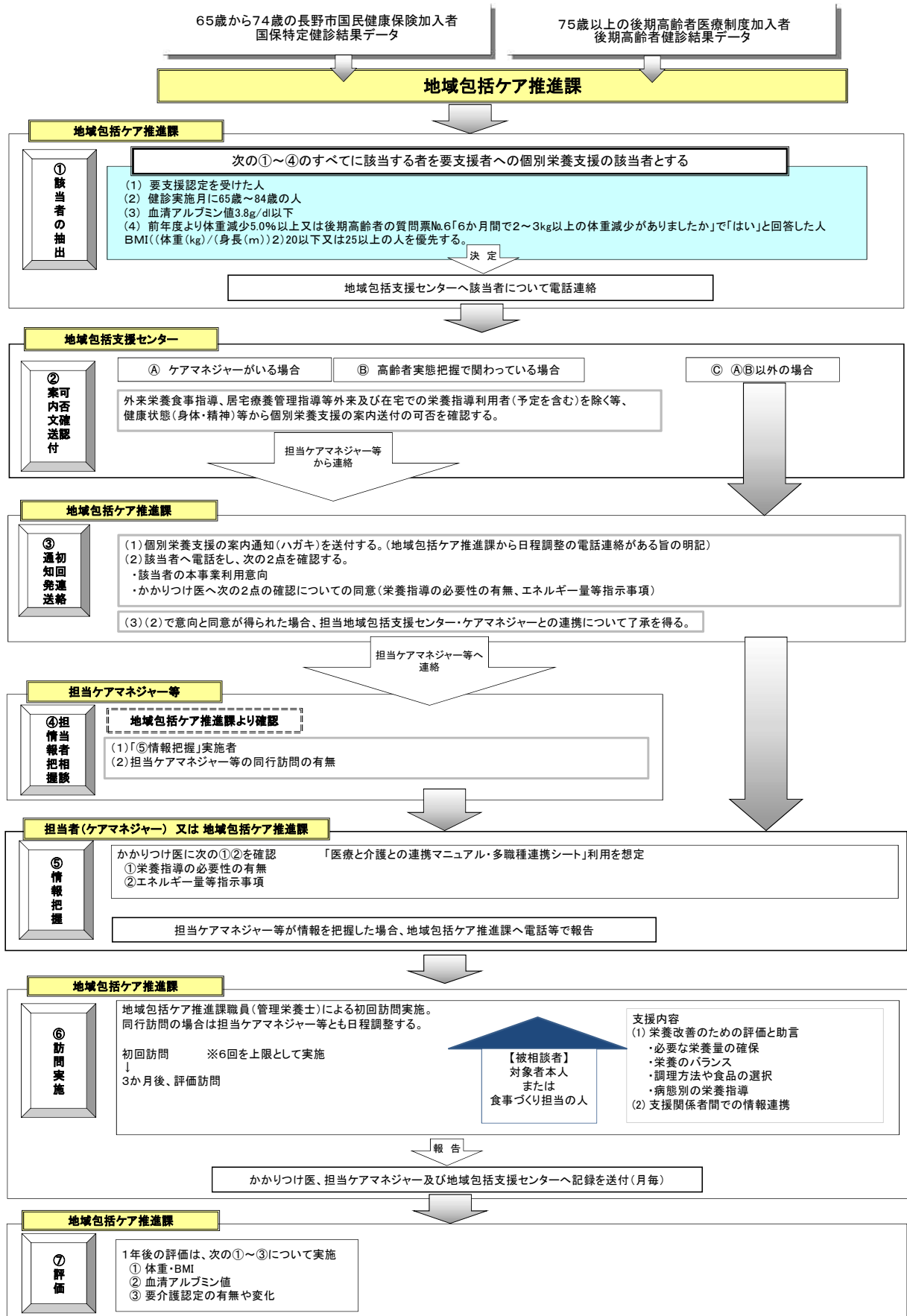
イ 要介護認定の有無や変化

8 個人情報の取り扱いについて

国保特定健診、後期高齢者健診及び介護保険認定情報を活用するため、国民健康保険課、高齢者活躍支援課及び介護保険課へ記録情報目的外利用承認申請を行う。

■令和2年4月1日作成  
(地域包括ケア推進課)

# 要支援者への個別栄養支援実施手順



## オーラルフレイルの個別歯科支援実施要領

## 1 目的

フレイル及びオーラルフレイルの可能性の高い市民を対象に、歯科衛生士が訪問等で、本人や家族等へ口腔ケアの実践につながる助言等の積極的な支援を「フレイル高リスク対象者個別支援」の一つとして行い、口腔機能向上及び口腔衛生改善によるフレイル予防及び介護予防の推進を図ることを目的とする。

## 2 対象者

(1) 及び(2)のうち個別歯科支援が必要な人 ただし、BMI（(体重(kg) / (身長(m))<sup>2</sup>) 20以下の人を優先する。

(1) 前年度後期高齢者歯科健診受診者のうち次のア及びイに該当する人

ア 半年で体重減少2kg以上

イ 口腔の機能や衛生面等で何らかの所見有

(2) 当該年度後期高齢者健診受診者のうち次のアに該当し、かつイ又はウに該当する人

ア 後期高齢者健診質問票No.6 「6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか」で「はい」と回答

イ 後期高齢者健診質問票No.4 「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」で「はい」と回答

ウ 後期高齢者健診質問票No.5 「お茶や汁物等でむせることがありますか」で「はい」と回答

## 3 従事者

地域包括ケア推進課職員（歯科衛生士）が従事する。

## 4 実施方法

後期高齢者歯科健診結果及び後期高齢者健診結果、国保データベースシステム(KDB)を活用し、フレイル及びオーラルフレイルのリスクの高い対象者について関係機関との連絡・調整を行った上で、個別訪問により、口腔ケア等の実践について助言をする。

(1) 期間

ア 健診結果データ入手の月から翌年3月末までとする。

イ 個別歯科支援の期間は約3か月とする。

(2) 対象者の抽出と決定

ア 高齢者活躍支援課から前年度の後期高齢者歯科健診データ及び当該年度の後期高齢者健診データを地域包括ケア推進課が受理し、パスワードを設定し、保管する。

イ 健診データから対象者の基準に基づき地区別に該当者一覧を作成する。

ウ 個別栄養支援と調整を図ったのち、地域別の該当者一覧を基に、健康課の後期高齢者健診保健指導事業担当者へ電話をし、保健指導事業の対象者か否かを確認する。

エ ウで確認をした保健指導事業の対象者を除いた該当者について地域包括支援センターへ電話をし、支援介入について確認をする。(歯科医師又は歯科衛生士による居宅療養管理指導を受けている人は除く。)

オ ウ及びエの確認を通し個別歯科支援の対象者を決定する。

(3) 対象者へ連絡

ア 対象者へ個別歯科支援の案内を送付する。

イ 郵便はがき発送による案内後、対象者へ電話をし、訪問日時を決定する。また、地域包括支援センターとの関わりの有無、担当ケアマネジャーの有無を確認する。

#### (4) 個別支援に必要な情報の把握

- ア 2の(1)の対象者については、当該年度後期高齢者健診結果データより、受診の有無、健康状態を確認する。
- イ 担当ケアマネジャー、かかりつけ医やかかりつけ歯科医等との情報連携が必要な際には、本人の承諾を得た上で「医療と介護との連携マニュアル・多職種連携シート」等を活用し連携を行う。

#### (5) 訪問回数

対象者の状況により6回を上限とし、実施する。

### 5 支援内容

#### (1) 健診結果と訪問時のBMIの変化や歯科受診の有無の確認

#### (2) 口腔機能向上のための評価と助言

- ア 咀嚼能力（咀嚼能力判定ガム等）
- イ 嚥下能力（反復唾液嚥下テスト）
- ウ 口唇・舌・頬の運動機能評価（オーラルディアドコキネシス等）

#### (3) 口腔衛生改善のための評価と助言

- ア 口腔内の状況（清掃状況、残存歯数、義歯の適合具合等）
- イ 口腔内の乾燥状態（簡易唾液分泌量検査）

#### (4) フレイル予防「チェック&ガイド」の活用

#### (5) 支援関係者間での情報連携

### 6 記録

- (1) 訪問指導実施後、対象者ごとに記録を作成し、月ごとに所属長の決裁を受ける。
- (2) 地域包括ケア推進課フォルダ「フレイル予防推進事業」に保管する。
- (3) 連携状況に応じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医や担当ケアマネジャーに報告する。

### 7 評価

下記について、比較評価をする。

#### (1) 訪問等による個別歯科支援において、初回と終了時に下記を評価する。

- ア 口腔機能や衛生面での変化（固いもの食べにくさ、飲み込み、口の渇き等）を問診、咀嚼能力判定ガム、反復唾液嚥下テスト、簡易唾液分泌量検査等により評価をする。
- イ 主観的健康感
- ウ 食生活への変化（意欲や食べられる食材等）

#### (2) 約1年後

- ア 健診結果での体重、BMIや血清アルブミン値等
- イ 要介護認定の有無や変化

### 8 個人情報の取り扱いについて

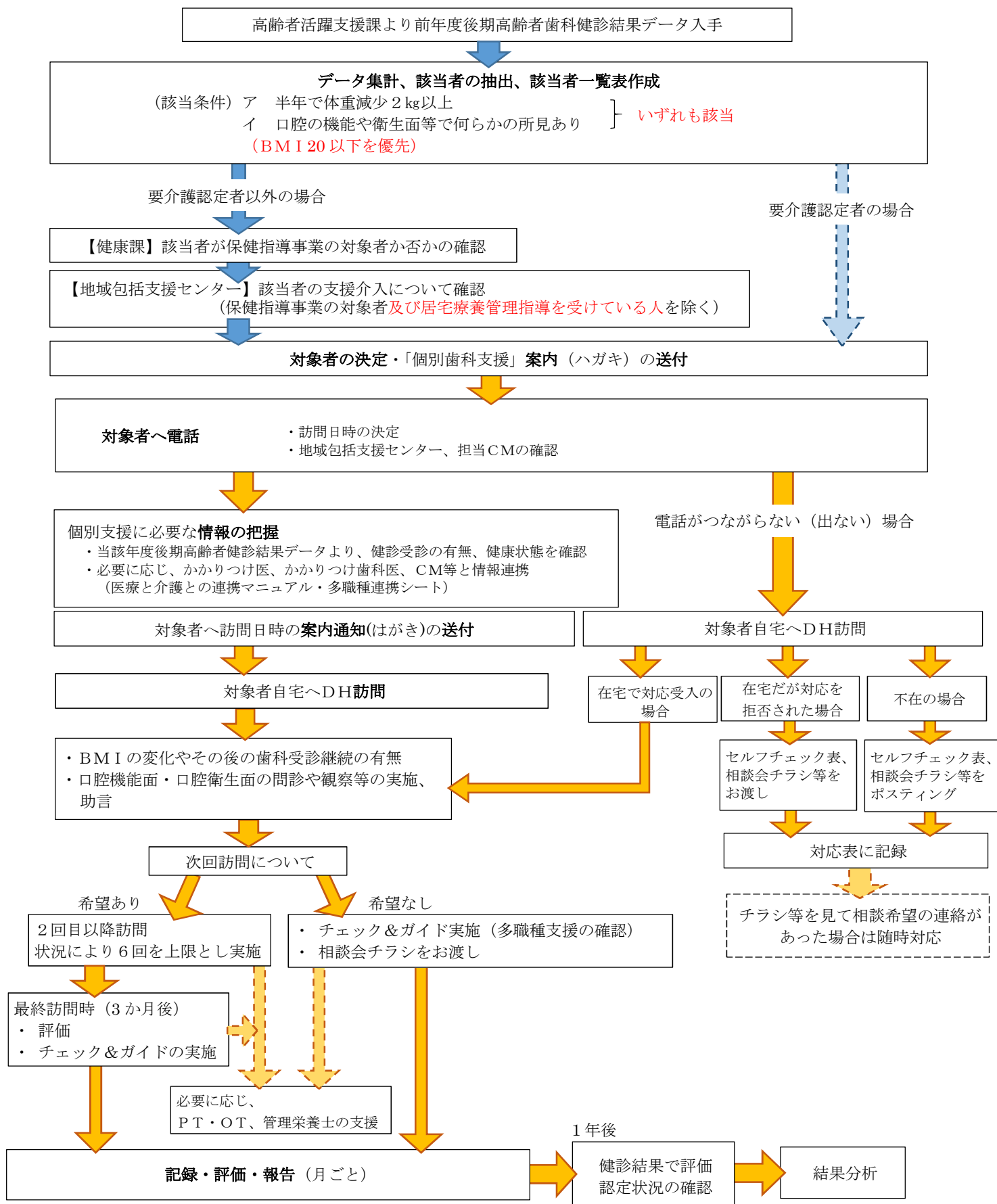
後期高齢者歯科健診、後期高齢者健診、介護保険認定情報を活用するため、高齢者活躍支援課及び介護保険課へ目的外利用承認申請を行う。

■ 令和2年4月1日作成  
(地域包括ケア推進課)

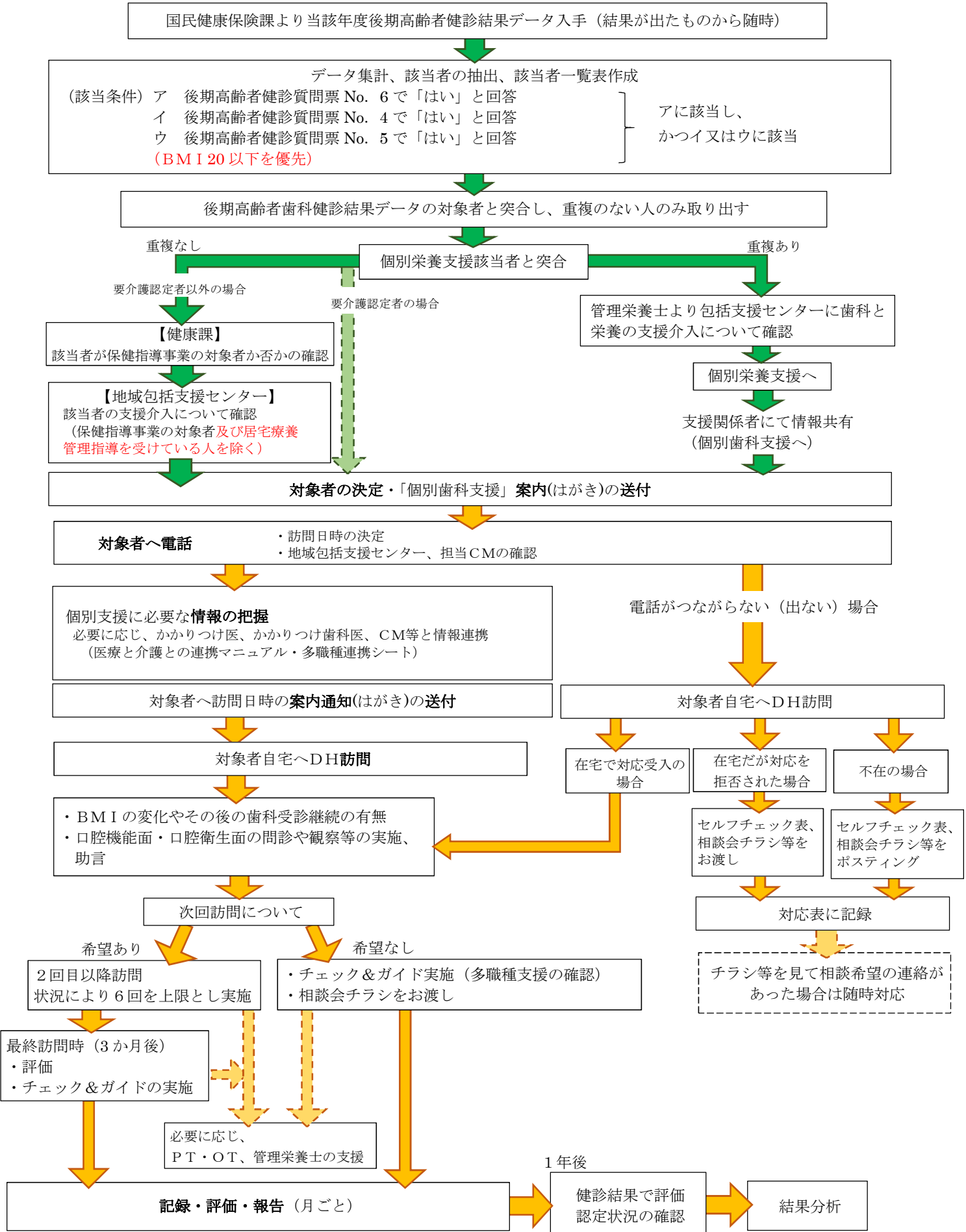
6月頃 健康課、地域包括支援センター、居宅支援事業所に事業の周知

## R2年度 オーラルフレイルの個別歯科支援 実施手順

### 1. 前年度後期高齢者歯科健診受診者への対応



## 2. 後期高齢者健診受診者への対応





2 介第 251 号  
令和 2 年（2020 年）7 月 27 日

社会福祉施設等の長 様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

社会福祉施設等における感染防止策の徹底について

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

最近、県内医療機関において医療従事者に感染者が発生したことから、7 月 16 日付け 2 介第 234 号「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の徹底等について」（新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長通知）を踏まえ、あらためて感染防止策について徹底していただくようお願いします。

その際、貴施設等における取組状況を確認していただけるようチェックリストを作成しましたので、ご活用願います。

なお、感染防止策の徹底の継続にあたっては下記の通知を参考としてください。

また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化していますので、引き続き、最新かつ正確な情報の収集にご留意願います。

記

- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」  
(令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
- 「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」  
(令和 2 年 5 月 4 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
- 「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」  
(令和 2 年 5 月 11 日付け厚生労働省こども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)

担 当	介護支援課サービス係、施設係 (課長) 篠原 長久 (担当) 山本 哲也、奥原 清恵
電 話	026-235-7121、7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に係る予防策の取組状況チェックリスト(居宅を訪問して行うサービス)

確認日	R2年	月	日	確認者	
法人名				法人の所在地	
事業所名				事業所番号	
事業所所在地				電話番号	
サービス種別				利用者数	
併設事業所	有 <input type="checkbox"/> → 事業所名			サービス種類	
	無 <input type="checkbox"/>				
備考					

項目及び確認事項		確認結果
1 施設等における取組		
○感染症対策の再徹底		
1	ケア記録(体温、症状等がわかるもの)、勤務表等の記録を整備している。	
2 職員※の取組 ※利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含む。		
○感染対策の再徹底		
2	マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底している。	
3	各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底している。	
4	過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、引き続き健康状態に留意している。	
5	職場はもとより、職場外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を周知徹底している。	
6	職員が感染源とならないよう、症状がない場合でも利用者と接する際にはマスクを着用している。 事務所内等でマスクをはずして飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つよう徹底している。	
3 ケア等の実施時の取組		
○基本的な事項		
7	サービス提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が利用者本人の体温を計測し(可能な限り事前に計測することが望ましい)、発熱の場合は、適切な受診等を促すとともに、サービス提供に当たっては、以下の点に留意して実施している。 ・保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底 ・サービスを提供する者のうち、感染した際に重篤化する恐れが高い、基礎疾患を有する者等に対する勤務上の配慮 ・サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底 ・事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ・可能な限り担当職員を分けての対応や、訪問順に配慮する等の対応	
4 事前準備について		
	感染者等が発生した場合の対応が必要になった場合に備え事前準備を実施している。 ・生活空間等の分けに係るシミュレーションの実施 ・人員体制に関する関係者との相談 ・不足している衛生物資の購入 ・感染者が発生した場合の対応方針を入所者や家族と共有	

項目及び確認事項	確認結果
5 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(7月10日～7月31日)等を受けた対応	
8 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来については、慎重な行動をとることを、職員や利用者に周知徹底している。	
9 上記感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については必要性をあらためて検討し、慎重に判断するよう職員に周知徹底している。	
10 また、上記感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来を控えることを検討するよう、利用者に周知徹底している。	

新型コロナウイルス感染症に係る予防策の取組状況チェックリスト(通所・短期入所等のサービス)

確認日	R2年 月 日	確認者	
法人名		法人の所在地	
事業所名		事業所番号	
事業所所在地		電話番号	
サービス種別		定員(利用者数)	
併設事業所	有 <input type="checkbox"/> → 事業所名		サービス種類
	無 <input type="checkbox"/>		
備考			

項目及び確認事項	確認結果
<b>1 施設等における取組</b>	
○感染症対策の再徹底	
1 ケア記録(体温、症状等がわかるもの)、勤務表、施設内に入出りした者等の記録を整備している。 また、症状出現後に接触者リストを作成するための諸記録の準備をしている。	
○施設への立ち入り	
2 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行い、施設内に入出りさせる場合については、体温を計測してもらい、発熱の場合は出入りを断っている。	
3 業者等の施設内に入出りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録している。	
<b>2 職員※の取組</b> ※利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含む。	
○感染対策の再徹底	
4 マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底している。	
5 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底している。	
6 過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、引き続き健康状態に留意している。	
7 職場はもとより、職場外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を周知徹底している。	
8 職員が感染源とならないよう、症状がない場合でも利用者と接する際にはマスクを着用している。 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つよう徹底している。	
<b>3 ケア等の実施時の取組</b>	
○基本的な事項	
9 ケア等を実施する場合は、「3つの密」を避けるため、以下の点に留意して実施している。 ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を縮小 ・定期的な換気 ・互いに手を伸ばせば届く範囲以上の距離の確保 ・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用 ・清掃の徹底、共有物(手すり等)の消毒の徹底 ・職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒の徹底	
○送迎時等の対応等	

	項目及び確認事項	確認結果
10	送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとしている。	
11	過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、引き続き健康状態に留意している。	
12	送迎時は、窓を開ける等換気に留意している。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)を消毒している。	
13	発熱により利用を断った利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所や相談支援事業所等に情報提供を行っている。(当該居宅介護支援事業所等と連携し、必要に応じ、訪問介護等の代替サービスの提供を受けられるように配慮している。)	
○リハビリテーション等の実施の際の留意点		
14	リハビリテーション、機能訓練等を実施する場合は、「3つの密」を避けるため、以下の点に留意して実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を縮小</li> <li>・定期的な換気</li> <li>・互いに手を伸ばせば届く範囲以上の距離の確保</li> <li>・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用</li> <li>・清掃の徹底、共有物(手すり等)の消毒の徹底</li> <li>・職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒の徹底</li> </ul>	
4 事前準備について		
	感染者等が発生した場合の対応が必要になった場合に備え事前準備を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活空間等の分けに係るシミュレーションの実施</li> <li>・人員体制に関する関係者との相談</li> <li>・不足している衛生物資の購入</li> <li>・感染者が発生した場合の対応方針を入所者や家族と共有</li> </ul>	
5 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(7月10日～7月31日)等を受けた対応		
15	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来については、慎重な行動をとることを、職員や利用者に周知徹底している。	
16	上記感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については必要性をあらためて検討し、慎重に判断するよう職員に周知徹底している。	
17	また、上記感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来を控えることを検討するよう、利用者に周知徹底している。	
18	利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施することとしている。	

新型コロナウイルス感染症に係る予防策の取組状況チェックリスト(入所施設・居住系サービス)

確認日	R2年 月 日	確認者	
施設名		事業所番号	
サービス種別		居室類型	
入所定員		入所者数	

項目及び確認事項		確認結果
1 施設等における取組		
○感染症対策の再徹底		
1	日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意している。	
2	ケア記録(体温、症状等がわかるもの)、勤務表、施設内に入入りした者等の記録を整備している。 また、症状出現後に接触者リストを作成するための諸記録の準備をしている。	
3	感染症等防止のための対策を検討する委員会を開催し、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各施設における感染症等まん延防止のための指針に基づく取組の再徹底を行っている。	
○面会及び施設への立ち入り		
4	面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限している。	
5	面会させる場合でも、体温を測定してもらい、発熱の場合は面会を断っている。	
6	委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行い、施設内に入入りさせる場合については、体温を計測してもらい、発熱の場合は出入りを断っている。	
7	面会者や業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録している。	
2 職員※の取組 ※利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含む。		
8	マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底している。	
9	出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底している。	
10	過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、引き続き健康状態に留意している。	
11	職場外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を周知徹底している。	
12	職員が感染源とならないよう、症状がない場合でも利用者や接する際にはマスクを着用している。 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つよう徹底している。	
3 リハビリテーション等の実施の際の留意点		
13	リハビリテーション、機能訓練等を実施する場合は、「3つの密」を避けるため、以下の点に留意して実施している。 ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を縮小 ・定期的な換気 ・互いに手を伸ばせば届く範囲以上の距離の確保 ・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用 ・清掃の徹底、共有物(手すり等)の消毒の徹底 ・職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒の徹底	
4 事前準備について		
	感染者等が発生した場合の対応が必要になった場合に備え事前準備を実施している。 ・生活空間等の区分けに係るシミュレーションの実施 ・人員体制に関する関係者との相談 ・不足している衛生物資の購入 ・感染者が発生した場合の対応方針を入所者や家族と共有	

項目及び確認事項	確認結果
5 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(7月10日～7月31日)等を受けた対応	
14 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来については、慎重な行動をとることを、職員や利用者に周知徹底している。	
15 上記感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については必要性をあらためて検討し、慎重に判断するよう職員に周知徹底している。	
16 また、上記感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来を控えることを検討するよう、利用者に周知徹底している。	
17 利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施することとしている。	

2 高第 802 号  
令和 2 年 8 月 3 日

訪問系サービス事業所の長 様

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった利用者に対する対応について（通知）

平素より、介護サービス事業所の適切な運営に御尽力いただきまして厚くお礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、日々、多大な御尽力、御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、濃厚接触者等に対応するための衛生資材が必要となった場合には、原則として県において進めている備蓄（長野市にあっては長野市に備蓄）から支援いたしますので、下記についてご確認ください。

#### 記

#### 1 濃厚接触者となった訪問系サービス利用者の情報について

長野市内に居住している高齢者（在宅で介護・見守りが必要な者）が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判断された場合は、利用者本人又は家族から介護サービスを利用している事業所等に対し濃厚接触者である状況を申し出るよう保健所から説明がありますので、感染拡大防止のための措置を講じたうえで必要なサービス提供をおこなってください。

#### 2 備蓄品から支援する衛生資材

アイソレーションガウン、フェイスシールド、手袋、マスク

#### 3 衛生資材の配布（使用）基準

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、衛生資材を配布いたします。

対象	濃厚接触者への対応	必要な衛生資材	備蓄等からの支援
訪問介護等の必要性が認められ、濃厚接触者等となった利用者サービス提供する場合。	職員は使い捨て手袋とマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、ガウン等を着用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手袋</li> <li>・消毒液</li> <li>・マスク</li> <li>・フェイスシールド</li> <li>・アイソレーションガウン</li> </ul>	原則として、必要となる衛生資材は、高齢者活躍支援課から配布。 ※市場にて適正価格で購入できる衛生資材については支援対象外。

注）R2.4.7 付け「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」の P20 及び P27 を加工して作成。

#### 4 衛生資材の配布方法について

濃厚接触者等にサービス提供することになった場合には、高齢者活躍支援課と調整しながら、衛生資材を受領していただくことになります。



5 その他

「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」

濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所には、濃厚接触者に対応したことにより発生した追加経費を、上記事業で補助いたします。交付申請等については、改めてご案内いたします。

長野市保健福祉部高齢者活躍課

介護施設担当 : 宇賀神・青沼・青木

電話 : 224-5094 FAX : 224-5126

Mail : kourei@city.nagano.lg.jp

2介第 266 号  
令和 2 年（2020 年）8 月 3 日

社会福祉施設等の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

長野県全域の感染警戒レベルをレベル 2 に引き上げたことに伴う  
メッセージについて

日頃は、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

当県では、7 月 29 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、長野県全域の長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルをレベル 1（域内発生早期）からレベル 2（域内感染発生期）に引き上げることを決定しました。

また、レベル 2 に引き上げたことにより、県民及び事業者に対して注意喚起を行うためのメッセージを上記会議で別添のとおり決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて内容をご確認のうえ、引き続き感染拡大の防止に努めていただくようお願いします。

なお、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう、併せてご配慮願います。

担 当	介護支援課施設係
	（課長）篠原 長久（担当）竹田 裕美
電 話	0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 1 3
ファックス	0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 9 4
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

## 長野県全域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げます

令和2年7月29日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染者が増加しており、7月28日に、長野県として直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が0.4人を超えました。今後、感染が拡大するおそれがあるため、長野県全域の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルを「Level2（域内感染発生期）」に引き上げ、全県に「新型コロナウイルス注意報」を発令します。

### 2 県内にお住まいの又は訪問される皆様へのお願い

県内にお住まいの方、あるいはお勤めや通学、通院、買い物等で訪問される皆様へ、気をつけてほしい点は以下の5点です。

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

#### ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

- (1) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県  
・基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。
- (2) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県  
・往来の必要性を改めて検討してください。  
・高齢者等の重症リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するようご家族を通じて呼びかけをお願いします。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

#### ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

**③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください**

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けがつきません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

**④ 重症化しやすい方を守ってください**

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

**⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします**

不特定多数の方が利用する事業者の皆様にあっては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員一人一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いいたします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いいたします。

特に、不特定多数の方が利用される施設にあっては、業種ごとのガイドラインを遵守いただいた上で「新型コロナ対策推進宣言」を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないよう、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

令和3年1月貸与分から適用される福祉用具の  
全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表  
について

計1枚（本紙を除く）

Vol.861

令和2年7月31日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)  
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 3 年 1 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び  
貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成 31 年 4 月 24 日当課事務連絡）でお伝えしたとおり、新商品について 3 ヶ月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

この度、令和 3 年 1 月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、下記のとおりお知らせします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

記

令和 3 年 1 月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品（新商品のみ）及びその価格の掲載先について

厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします。

掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

**【厚生労働省担当】**

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp